

（仮称）福島北風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、福島県福島市及び伊達郡桑折町において、総出力 46,200kW（単機出力 4,200kW、風力発電設備 11 基）の風力発電施設を設置するものである。

方法書以降の対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）では、宮城県内を含まない事業計画としているが、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下、「関係地域」という）」として白石市が設定されている。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、風力発電設備は大規模施設であることから、宮城県内においても渡り鳥や景観への影響が懸念される。

このため、事業者は準備書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するための適切な措置を講じるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。

1 全般的事項

（１）累積的な影響

事業区域周辺で複数の風力発電事業が計画されていることから、本事業との累積的な環境影響が懸念される風力発電事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報収集に努め、累積的な環境影響を評価するとともに、適切な環境保全措置を講じること。

（２）追加的な環境保全措置の検討

環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。

（３）地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、各種団体及び関係地域である白石市に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

2 個別的事項

（１）動物に対する影響

イ 事業区域を含む広範囲における猛禽類をはじめとした鳥類の渡りに関するヒアリングを関係団体等を実施し、調査結果を補完した上で、事業区域を通過する飛翔軌跡と主要な渡りルートを比較し、評価すること。

ロ 猛禽類及び渡り鳥の定点観察の調査結果について、地点によって累積観察時間にばらつきがあり、観察時間が短い地点においては、過小評価となっているおそれがある。関係団体等の観察データにより調査結果を補完し、飛翔軌跡の空間的な分布を均一化

するよう努め、衝突確率を再評価すること。

(2) 景観に対する影響

萬歳楽山などの主要な眺望点における主要な眺望方向を評価書に示すとともに、主要な眺望方向から風力発電施設を眺望する方向におけるずれの角度を明示すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

萬歳楽山及び萬蔵稻荷神社におけるバックグラウンドノイズの構成を調査した上で、静穏性を満たしているか評価すること。